

一般社団法人全国住宅技術品質協会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は定款第5条から第10条の規定に基づき、この法人の会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 この法人に入会しようとする者は、別紙の入会申込書を提出し、理事会の承認を経て、入会が認められるものとする。

(会費及び入会金)

第3条 この法人の会費及び入会金は、下記の通りとする。

	入会金	年会費	会費
(1) 一般会員 (選択制)	① 100,000 円	10,000 円	地盤調査 300 円/件 補強工事 3,000 円/件
	② 0 円	15,000 円	建物検査 100 円/件 測量 100 円/件
(2) 協賛会員	なし	120,000 円	なし
(3) 特別会員	100,000 円	10,000 円	なし

- 2 前項の会費は、特別会員が発注者となる場合について発生する。
- 3 入会金及び年会費の組み合わせ①または②を選択する事が出来る。入会時に選択した内容を途中に変更する事は出来ないものとする。
- 4 年会費は初回は入会承認時、以降は毎年度開始月末（7月）に請求する。

(納入方法及び納期)

第4条 入会金・会費等の納入方法は原則として会員が指定する金融機関の口座から自動引落により納入する。なお、自動引落を希望しない場合は、振込とする事が出来る。

- 2 振込の場合は請求月の翌月末日までに納入をするものとする。（その際の振込手数料は会員の負担とする）
- 3 自動引落による納入が出来なかった会員は、事務局より指定された日時までに振込により納入するものとする。（その際の振込手数料は会員の負担とする）

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

2016年 7月 1日制定

2016年 7月 28日改定（2016.10.01より施行）

2018年 1月 23日改定（2018.02.01より施行）

2020年 3月 3日改定（2020.03.03より施行）